

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第8条の広域連合長が定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月1日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上高久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第8条の広域連合長が定める日を定める規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第8条の広域連合長が定める日を定める規則（令和2年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する

本則中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。